



## サービス付き高齢者向け住宅とは？

ひとくちに老後の住まいといっても、その選択肢は様々です。多くある選択肢の一つである「サービス付き高齢者向け住宅」を今回取り上げてみます。

### 第5回 話題研修

サービス付き高齢者向け住宅  
REGALO VITA  
[レガロ・ヴィータ京橋]  
見学会



\* 日時 3月9日(日) 10:30~  
1時間程度の説明・見学を予定しています。  
見学会の後、昼食懇親会があります。

\* 集合 広島駅南口  
10:10

\* 参加費 昼食代 1000円

\* 申し込み

メール・FAX・電話で  
2月19日(水)までに  
お願いします。

(アドレス、番号はP10をご覧ください)



1998年頃より、高優賃・高円賃・高専賃と、国土交通省が高齢者用の住宅建設に優遇政策をとり、2005年以降介護保険の居宅サービスを併設した高専賃(高齢者専用賃貸住宅)の増加が著しく、「利用者の困り込み」や「入居前一時金」等に関するトラブルが相次いだ。

そのため、2010年「高齢者住まい法」改正により、3つの住宅を一本化し、「サービス付き高齢者向け住宅」(サ高住)とし新たに基準等が設けられ、2010年10月より施行された。

60歳以上であれば、誰でも入居でき、60歳以下であっても要介護又は要支援者であれば、入居できる。

また、配偶者や親族(都道府県知事が許可する者、例えば障害がある子供等)も同居でき、まさに賃貸住宅として考えてよい。

入居者には、見守り・相談のサービスが提供され(家賃以外に月額一定のサービス料金が必要)、必要に応じて実費サービスも受けられる。また、介護保険の利用ができる入居者には、訪問介護や訪問看護の事業所等が併設されており、緊急時にも専門のスタッフの対応が可能となっている。また、かかりつけ医の往診も可能で、これまでの生活環境の継続ができる。

ハード面では、居室面積が25㎡以上(共有部分があれば、18㎡以上の例外あり)、バリアフリー等国が定める基準に適合すれば、都道府県に登録するだけで運営できる。

今後は、サ高住で最期を迎える高齢者も増えてくるのではないかと思う。

(社会福祉士 西谷裕子)